

広島県告示第七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

令和二年十月七日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

堰樂 至郎

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

木造建築士（広島県知事登録第一八九号）

三 免許の取消しの理由

死亡による。